|  |
| --- |
| 【鴻巣市はつらつ生活支援サービス】この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。 |

△△△鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業における

はつらつ生活支援サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業における指定鴻巣市はつらつ生活支援サービス（以下、「はつらつ生活支援サービス」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態（要援護者）にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び活動的で生きがいのある生活を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、地域包括支援センター、他の訪問介護相当サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○×介護サービス

（２）所在地　鴻巣市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）訪問事業責任者　○名以上

事業所に対するはつらつ生活支援サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

（３）従事者　○名以上

　　　はつらつ生活支援サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。←年末年始、GW、夏季休暇等を記載する。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）連絡体制　電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第６条　事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

（１）生活援助

（利用料等）

第７条　事業を提供した場合の利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。

２　第８条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた時点から１キロメートル当たり○○○円とする。※この場合の交通費は実費の範囲内で設定。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、鴻巣市○○（　　　　　　　　　　　）の区域とする。←全域でない場合は具体的な地区名を入れる。客観的にその区域が特定されるよう設定する。

（緊急時等における対応方法）

第９条　はつらつ生活支援サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

（苦情処理）

第１０条　はつらつ生活支援サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　提供したはつらつ生活支援サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　提供したはつらつ生活支援サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　提供したはつらつ生活支援サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第１１条　利用者に対するはつらつ生活支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第１２条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修　採用後○ヶ月以内
2. 継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。　　　　　　　　　↑法人の代表者の役職を記載する。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、平成○年○月○日から施行する。←事業開始した後変更した場合は施行の経過を記載する。